

平成31年第3回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成31年3月20日（水）第3回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
16番 大森用子	17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 中村陽子
	主査 大塚昌己	主事 高橋知生

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中村陽子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書1ページ2番、7ページ4番、及び12ページ10番について取り下げ願いが提出されたため、削除を依頼した。また、それに伴って12ページの小計欄の訂正を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時7分、第3回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。
3番 福田春男 委員、16番 大森用子 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、賃借権設定1件、贈与3件、売買3件、計7件の許可申請が提出されました。なお、議案書1ページ1番の賃借権設定は、新規就農に係る案件であるため、事前に石川喜治農業委員、金子孝之推進委員による聞き取り調査を行いました。また譲受人は、法人ですが農地所有適格法人には該当しない一般法人であるため、解除条件付き貸借契約による許可申請であります。結果は、この後の地元農業委員の意見で説明があります。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎石川喜治委員 1番、野尻の件は、野尻の譲渡人から譲受人への賃借権設定です。3月12日に、加蘇コミュニティセンターで、譲受人の●●さん、管理を担当する●●さん、駒場局長、中村係長、大塚主査、金子推進委員と私で面談しました。譲受人はガソリンスタンド、携帯ショップ等を経営していますが収益の右肩上がりが望めなくなり、農業関係の展示会、千葉の幕張メッセなどに何度か足を運び、トマトの農法と出会ったそうです。3,000㎡ほどのハウスを建て、ミニトマトのアイコの栽培について5年間指導を受けるといことです。下にシートを敷き、特殊フィルムを張ってその上に苗を植え、シートとフィルムの間に入水を入れて栽培するそうです。販売については5年間は半分指導会社を通じて売るそうです。人を雇うということで、これによって若い人が戻ってくればということもあり、既に職員1人を研修に出しているそうです。出荷先は都内のデパート、直売所で、将来は経営規模も拡大する予定だそうです。市としても初めてで、興味を持ってみたいと思います。

◎根本和夫委員 3番、引田の件は、引田の譲渡人から譲受人への贈与です。親子関係で特に問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎村上信吉委員 4番、上奈良部町の件は、上殿町の譲渡人から譲受人への売買です。譲受人は昨年新規就農した人で、水稻を作るそうです。上殿町で探していましたが、道路を挟んで南側が上奈良部町という境の所です。譲受人は、現在はニンニクと玉ねぎを作っていますが、5反歩くらい増やしたいそうです。特に問題ありませんのでよろしく申し上げます。

◎江俣伸一委員 5番、上石川の件は、上石川の譲渡人から上石川の譲受人への贈与です。譲受人は譲渡人の娘であり、問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎篠原和夫委員 6番、上久我の件は、上久我的譲渡人から晃望台の譲受人への贈与です。親子で、特に問題ありませんので、ご承認のほどよろしく申し上げます。7番、茂呂の件は、

茂呂の譲渡人から西茂呂1丁目の譲受人への売買です。譲渡人は不幸が続き、譲受人が借りて継続してずっとニラを作っていた所です。特に問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 8番、上殿町の件は、8名の共有地で、南上野町の譲受人への売買です。前に基盤整備をやった所で、規模拡大のためであり問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎豊田道有委員 4番の譲受人の、5町歩やりたいのは玉ねぎですか。ニンニクと玉ねぎの作付方法は。

◎村上信吉委員 5町歩は水稲で、今度買うところも水稲です。今作っている玉ねぎは苗を購入し植え付けました。ニンニクは青森から種を取り寄せて、300㎡ほど作りました。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問が無いため1番及び3番から8番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、村井町における太陽光発電設備への転用については、北と東と西を宅地、南を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員）さる3月18日に、私と福田春男委員、駒場局長、中村係長、高橋主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、村井町の件は、鹿沼商工高校から西に約200mの所で太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎村上信吉委員 1番、村井町の件は、申請人の自宅の西側で、南に若干勾配がある所です。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、日吉町における一般住宅への転用については、北を宅地、南を畑、東と西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。2番、富岡における太陽光発電設備への転用については、北と南を畑、東を道路、西を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、仁神堂町における一般住宅への転用については、北と南を雑種地、東と西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、板荷における太陽光発電設備への転用については、北と東を畑、南と西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、引田における太陽光発電設備への転用については、北と南を畑、東を道路、西を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、上南摩町における工場への転用については、北と東を道路、南を畑、西を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。8番、上石川における園芸用土採取への一時転用については、北と南を道路、東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。9番、口栗野における農業用倉庫への転用については、北と南と東を宅地、西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また、本案件は既に農業用倉庫で利用されていることから始末書付きとなっております。10番、入栗野における基地局新設に伴う仮設用地への一時転用については、周囲を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。11番、深程における砂利採取及び表土置場への一時転用については、北と南を田、東と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（大森用子委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から5番を私から、6番から11番を福田委員から報告します。1番、日吉町の件は、文化センターから西に約400m所で、使用貸借権による一般住宅への

転用です。周囲の状況から問題ないと思われます。2番、富岡の件は、菊沢コミュニティセンターから北に約300mの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。苗木販売で根巻きしてありましたが、周囲の状況から問題ないと思われます。3番、仁神堂町の件は、菊沢東小から北に約100mの所で、売買による一般住宅への転用です。これも問題ないと見て参りました。5番、板荷の件は、小来川文挾石那田線大原入口バス停の北側で、売買による太陽光発電設備への転用です。イノシシでボコボコの状態でしたが、周囲の状況から問題ないと見て来ました。6番からは福田委員にお願いします。

◎現地調査員（福田春男委員）6番、引田の売買の件は、地方道鹿沼日光線引田岡バス停から南に約600mの所にあり、太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。7番、上南摩町の売買の件は、鹿沼運動公園から南に約600mの所にあり、工場への転用です。工場の向かい側に新しい工場を建てるということで問題ないと見て来ました。8番、上石川の賃借権設定の件は、鹿沼南高校から北東に約1kmの所にあり、道路を挟んで南側は大森亭があります。園芸用土採取の一時転用で、問題ないと見て来ました。9番、口栗野の売買の件は、城山公園から南に100mの所にあり、農業用倉庫への転用です。事務局の説明のとおり既に建物が建てられており、始末書付きで問題ないと見て参りました。10番、入栗野の賃借権設定の件は、県道草久栗野線出口バス停から北に約1kmの所にあり、auの基地局新設に伴う仮設用地の一時転用です。周囲の状況から問題ないと見て参りました。11番、深程の賃借権設定の件は、清州コミュニティセンターから南西に約400mの所にあり、砂利採取及び表土置場への一時転用です。周りは既に何か所か砂利を取っている所で、問題ないと見て来ました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、日吉町の使用賃借権設定の件は、日吉町の譲渡人から日光市森友の譲受人への一般住宅のための転用です。親子関係で、親の南側に建てるということで、ただ今の事務局および現地調査員の説明のとおり、問題ございませんのでよろしくお願いします。

◎豊田道有委員 2番、富岡の売買の件は、玉田町の譲渡人から福島県南相馬市の譲受人への太陽光発電設備のための転用です。辺りはほとんど玉田町の人が持っていて、何回も太陽光での申請が出ている所です。

◎福田春男委員 3番、仁神堂町の売買の件は、宇都宮市緑5丁目の無職、譲渡人から、千渡の譲受人への一般住宅のための転用です。周囲は住宅が並んでいて問題ないのでよろしくお願いします。

◎矢野律子委員 5番、板荷の売買の件は、板荷の譲渡人から譲受人への太陽光発電設備への転用です。あの辺は何もできない所で、現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでよろ

しくお願いします。

◎根本和夫委員 6番、引田の売買です。引田の譲渡人から譲受人への太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり何の問題もありませんのでよろしくお願いします。

◎廣田和世委員 7番、上南摩町の売買の件は、上南摩町の譲渡人から上南摩町の譲受人への工場建設のための転用です。場所的に問題ありませんのでよろしくお願いします。

◎江俣伸一委員 8番、上石川の件は、茂呂の譲渡人、上石川の譲渡人から、茂呂の譲受人への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎牧島俊男委員 9番、口栗野の件は、口栗野の譲渡人から、譲受人への売買による農業用倉庫のための転用です。小さいながら倉庫が立っており始末書付きでご承認をお願いします。
10番、入栗野の賃借権設定の件は、携帯基地局新設に伴う仮設用地の一時転用です。何の問題もありませんので承認をお願いします。

◎益子裕幸委員 11番、深程の賃借権設定の件は、譲受人が砂利採取及び表土置場の一時転用です。事務局の説明及び現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでよろしくお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から3番及び5番から11番について許可することとし、うち、9番については始末書付きで許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成31年3月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規、更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書12ページをご覧ください。新規の利用権設定が、11件、23筆、33,799㎡となっております。続いて、議案書17ページをご覧ください。更新の利用権設定が、20件、61筆、107,246㎡となっております。続いて、議案書20ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、14件、37筆、66,126㎡となっております。これら合計45件、121筆、面積207,171㎡となっております。なお、議案書10ページ1番及び議案書12ページ12番の賃借権設定は、新規就農者に係る案件であり、事前に農政課による審査会を行い、認定新規就農者に認定されており、それぞれいちご栽培を行います。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件

を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、20番の案件が青柳秀夫委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、20番の承認について諮り、決定した。議長は、青柳秀夫委員の入室を促し、20番を除くその他の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、20番を除く1番から46番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局(大塚主査)議案第5号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第4号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書21ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めた。

◎鈴木克男委員 7番、8番、9番は、日光市の●●さんが借りるようですが、距離もあると思いますが、7番8番は水田で、9番の6反歩の畑は何を作るのですか。

◎事務局(大塚主査)この方は以前にもこの地区で基盤法で借りている方で、それを拡大するものです。畑での作目は確認していません。

◎議長は、議案第5号について他に質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については妥当と決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時2分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成31年3月20日

議 長

署名委員

署名委員
